平成２２年（フ）第２４６８号
愛知県半田市瑞穂町５丁目３番地の12
債務者　林　　万丈
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６号
栃木県上都賀郡西方町大字本郷511番地６
債務者　落合千枝子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須黒　延佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月７日午後１時
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５２１号
静岡県島田市高砂町6273番地の17
債務者　藁科　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧田　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８６号
兵庫県小野市王子町917番地の100
債務者　ＯＣＥＡＮこと　東生　　暁
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１３２号
香川県高松市国分寺町福家甲2323番地16
債務者　包末　　賢
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２８号
香川県高松市牟礼町牟礼2535番地２
債務者　坪井　真一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４９号
香川県高松市香西本町721番地24
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２９２号
香川県高松市宮脇町２丁目16番７号
債務者　古山　伸哉
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２９９号
香川県高松市木太町3095番地１市営住宅木太町Ａ団地３棟402号
債務者　中村　里佳
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３０９号
香川県高松市東ハゼ町917番地３マリオン栗林公園503号、住民票上の住所香川県高松市三谷町3556番地22
債務者　津久　正明
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３１０号
香川県高松市東ハゼ町917番地３マリオン栗林公園503号、住民票上の住所香川県高松市三谷町3556番地22
債務者　津久　和子（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６７号
長崎県長崎市八つ尾町２番22―302号
債務者　光田かおり（旧姓今川）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
長崎県長崎市界２丁目33番15号
債務者　川尻　元子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷676番地　相川アパート
債務者　相川　直子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
長崎県長崎市横尾５丁目２番５―102号、旧住所鹿児島県鹿児島市東谷山６丁目17番１号
債務者　泉　　明宏
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
愛知県新城市平井字若杉３番地10、住民票上の住所愛知県新城市作手岩波字上貝津18番地
債務者　西村　公宏
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２０号
山口県山陽小野田市大字鴨庄35番地31
債務者　岡村　純子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４９号
山口県宇部市新町８番24号
債務者　濵砂　正夫
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部